



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—持分投資の減損及び組込デリバティブの開示を検討

8月20日に開催されたボード会議において、FASBは、金融商品の分類及び測定に関するASU(Accounting Standards Update)案¹の再審議を継続した。FASBは、継続的に当期純利益を通じて公正価値で測定(以下、FV-NI)しない持分証券(equity securities)への投資の減損、及び区分処理される組込デリバティブを含む複合金融商品の開示について審議を行った。

【重要な決定事項】

FASBは、以下の事項を決定した。

- 企業は、公正価値が容易に測定できない(without readily determinable fair value)ために、原価から減損損失を控除し、観察可能な価格の変動を加減し測定することを選択した持分投資について、ワン・ステップの減損モデルを用いて評価する。
- 区分処理される組込デリバティブを含む複合金融商品について、帳簿価額、測定属性、並びに区分処理される組込デリバティブ及び関連する主契約の財政状態計算書上の表示科目の開示を追加的に求める。
- 複合金融商品の開示について、コメントを募集する。

【FV-NIで測定しない持分証券への投資の減損モデル】

FASBは、企業が、公正価値が容易に測定できないために、原価から減損損失を控除し、観察可能な価格の変動を加減し測定することを選択した持分証券への投資について、ワン・ステップの減損モデルを用いて評価するという、ASU案のガイダンスを再確認した。このガイダンスは、純資産価値(net asset value)を用いて公正価値を見積もる実務上の簡便法の要件を満たさない投資にも適用される。

ワン・ステップの減損モデルは、現行の一時的でない減損(other-than-temporary impairment)モデルを差し替えるものである。ワン・ステップの減損モデルは、定性的指標(qualitative indicators)の評価に基づいて、持分投資の公正価値が、帳簿価額を下回っている可能性が50%超(more likely than not)であるか否かを決定する。仮に下回っている可能性が50%超である場合、企業は、持分投資の帳簿価額と公正価値の差額を、減損損失として当期純利益に認識する。

減損を計上するか否かを評価するためには、次の定性的指標を評価する。

1 ASU案「金融資産及び金融負債の認識及び測定」。www.fasb.orgより入手可能。

- 損益、信用格付け、資産の質、または業績見積りの著しい悪化
- 規制当局、経済、技術環境または一般的な市場条件の著しい悪化
- 同一または類似する投資について原価未満で購入または売却する正式な申し出
- 繼続企業の前提に関する問題

FASBはまた、持分法により会計処理される持分証券への投資についても減損モデルを適用することを審議したが、暫定決定には至らなかった。

【区分処理される組込デリバティブを含む複合金融商品の開示】

FASBは、区分処理される組込デリバティブを含む複合金融商品について、以下の開示規定を追加することを決定した。

- 帳簿価額
- 測定属性
- 区分処理される組込デリバティブ及び関連する主契約の財政状態計算書上の表示科目

背景及び考察

FASBは、2013年12月18日のボード会議において、組込デリバティブの区分処理に関する現行のU.S. GAAPを維持することを決定した。FASBは、区分処理を行うことが求められる組込デリバティブを含む複合金融商品に関して、現行のU.S. GAAPの開示規定を充実させることの可能性を検討するようスタッフに指示していた。

区分処理される組込デリバティブは、デリバティブに関する一般的な開示規定の適用範囲に含まれるが、公正価値で会計処理が行われる区分処理される組込デリバティブと、該当する会計処理により償却原価または公正価値で報告される組込デリバティブに関連する主契約を明確に紐付ける情報の開示については、現在、基準が存在しない。

【次のステップ】

- FASBは、追加的な調査を行い、今後のボード会議において、持分法投資に関する減損モデルを示すようスタッフに指示した。
- FASBは、複合金融商品の開示に関するコメントの募集について、別のプロジェクトとするのか、または現行のプロジェクトの一環とするのかを今後決定する。

編集・発行

**有限責任 あずさ監査法人
US GAAPアドバイザリー室**
AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を緻密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues® Aug. 2014 No. 14-38をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照とともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。